

答申第179号
平成28年3月25日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成27年4月28日神ここ第501号により諮問のありました下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

「母子保健情報データ」を非公開とした決定に対する不服申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

母子保健情報データを非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「神戸市子ども家庭局が現在までに〇〇大学大学院医学研究科の〇〇教授側の研究のために提供した子どもの健康・医療に関するデータのすべて。

データ提供に関し、市がまとめた書類のすべてと、〇〇教授側から提出された書類のすべて」

- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「「神戸市母子保健データを用いた子どもの発育に関する疫学研究」に係る母子保健情報システムデータの提供について」及び「「神戸市母子保健データの尿所見関連項目を用いた子どもの発育に関する疫学調査」に係る母子保健情報システムデータの提供について」を特定（以下「本件公文書」という。）し、これら本件公文書のうち、提供したデータ（母子保健情報）（以下「本件情報」という。）を神戸市情報公開条例第 10 条第 1 号及び条例第 10 条第 5 号に該当するとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、公開することを求める異議申立を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 26 年 11 月 25 日受付の異議申立書及び平成 27 年 4 月 9 日受付の異議申立書（補正後）から要約すれば、概ね以下のとおりである。

神戸市によると、〇〇大学側に提供した母子の保健情報は個人名などを省いているため、個人情報ではなく匿名情報だと位置付けている。市の主張通り、匿名情報であるならば、〇〇大学だけでなく幅広く公開して活用されるべきものである。

しかし、市はこれらの情報について、「個人の『身長』『体重』『既往歴』等のデータが記載されており、特定の個人は識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる」として非公開とした。そもそも公にすることで個人の権利利益を害するおそれのあるデータならば、疫学目的であったとしても、当該母子以外に提供すべきではない。市の主張には矛盾がある。〇〇大学側に提供した保健情報は、どの程度細かく、どこまで記され、どのように加

工されているのか、自らの情報を提供した市民側には知る権利がある。非公開とした決定の再考を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 27 年 5 月 27 日付けの非公開理由説明書、平成 28 年 1 月 15 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ア 本件公文書のもとになる母子保健データは、市の母子保健の推進のために、現状を分析・評価し、施策に反映する目的で電子データ化し、蓄積している保護データである。本件公文書は、〇〇大学大学院医学研究科が行う「神戸市母子保健データを用いた子どもの発育に関する疫学研究」のために提供した平成 16 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までに出生した子どもの母の妊娠届出書等の情報である。

提供にあたっては、本研究の目的が本市の母子保健の向上に資するものであると判断し、特定個人が識別できる情報は除き（匿名化）、データの取り扱いについて本研究のみに使用することや成果の公表については本市の承諾を得ることなどを定めた覚書を交わした上で提供したものである。

イ 本件公文書は、母の妊娠届出書、新生児訪問指導の指導記録、乳幼児健康診査の間診票、健診票等いわゆる「カルテ」に相当するものを電子データ化したものであり、「身長」「体重」「既往歴」「疾病や障害の有無」「養育環境」「心理状態」などの一人ひとりのデータが記載されている。これらは、特定の個人は識別できないが、個人の人格と密接に関わる情報であり、個人の権利利益を害するものと認められる。

また、本件公文書は、公開しないことを前提に保護者等が乳幼児や育児の現状を正確に記載することにより、適切な診断や保健指導を行い、また母子保健の施策の基礎資料とするために取得しているものである。公開されることで行政サービスに対する市民の不安や不信を招き、問診票の記載を躊躇したり不正確な記載をすることなど正確な実態把握が困難となり、ひいては健康診査などの保健サービスを受けることを差し控える行動につながるなど、母子の健康を保持・増進するという本来の母子保健事業の目的に重大な支障が生じるおそれがある。

加えて、蓄積されたデータを公開することにより、誤った情報発信や営利目的に使用されるなど市民の不利益につながる可能性が否定できないことから条例第 10 条第 1 号並びに第 5 号に該当すると判断し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件情報について

本件情報は、平成 16 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までに出生した子どもの母の妊娠届出書、新生児訪問指導票、乳幼児健康診査の間診票、健診票の内容を電子データ化したものである。

(2) 争点

実施機関は、本件公文書には個人の「身長」「体重」「既往歴」「疾病や障害の有無」「養育環境」「心理状態」などのデータが記載されており、特定個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害することから条例第 10 条第 1 号本文に該当するとしている。また、併せて条例第 10 条第 5 号にも該当するとしている。

これに対し、申立人は、〇〇大学に提供された母子保健情報は個人名などを省いているため、個人情報ではなく匿名情報だと市が位置付けていることから、匿名情報であるならば公開されるべきものであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、非公開とされた母子保健データの条例第 10 条第 1 号本文及び第 5 号該当性である。

以下、検討する。

(3) 条例第 10 条第 1 号本文該当性について

本審査会が対象文書を見分したところ、本件公文書には母親の生年月日、子の生年月日、出生順位、性別、身長、体重、頭囲、胸囲、妊娠中毒症、性感染症、妊娠中の異常、分娩時の異常、産前産後の異常、先天性代謝異常など産前産後の母子に関する様々な状態が記載されている。

条例第 10 条第 1 号本文に該当する情報とは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）であって、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる情報である。

本件情報について検討すると、子どもだけでなく、母親の生年月日、育児協力者も記載されていることから特定個人を識別しうる情報も含まれていることが認められる。

仮に特定個人が識別されなくても、母子に関する身体情報や産前産後の状況、子どもの発育状況や育児協力者に関する事柄、けいれんや風疹等の病気に関する事柄などプライバシー性の高い情報が多数記載されている。

こうした本件情報は、いわゆるセンシティブ情報といわれるものであり、プライバシー保護のため特段の配慮を必要とする情報である。特定個人名が明らかになっていないとしても近隣社会において特定個人情報性が全くなくなる余地を容易に認めがたいところであると考えられるとともに、当該母子の権利利益を害するおそれがあると認められることから、結果として条例第 10 条第 1 号本文に該当する。

なお、実施機関においては、本件情報の非公開理由として条例第 10 条第 5 号に該当することも挙げているが、上記のとおり条例第 10 条第 1 号本文に該当すると判断した以上、その余のことについては検討しない。

(4) 結論

以上のことから，冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成27年4月28日	—	* 諮問書を受理
平成27年5月27日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年1月15日	第293回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成28年2月26日	第294回審査会	* 審議
平成28年3月18日	第295回審査会	* 審議